

労働保険事務は  
お任せ下さい。



# 労働保険事務組合のご案内

労働者を1人でも雇用する事業所は必ず労働保険に加入しなければなりません。

労災保険と雇用保険を合わせて**労働保険**とよんでいます。

労働保険とは、労働者災害補償保険(一般に「労災保険」といいます。)と雇用保険とを総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われますが、保険料の徴収等については、原則的に、一体のものとして取り扱われます。

## 労災保険とは

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

労災保険の対象となるのは、労働の対価として賃金を受ける者すべてが対象となります。(アルバイト、パートも対象)



### 保険料とその負担

労働者の賃金総額に、災害発生の危険に応じて業種別に定められた保険料率を掛けます。労災保険料は全額事業主負担となります。

## 雇用保険とは

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険の対象となるのは、労働基準法上の「労働者」で、31日以上の雇用見込みがあり、1週間あたりの所定労働時間が20時間以上である者が対象となります。



### 保険料とその負担

労働者の賃金総額に、事業の種類別に一定の雇用保険率を掛けます。また、労働者もその保険料の一定割合の負担が発生します。

## 労働保険事務組合とは

労働保険の加入手続きから保険料の申告納付等、労働保険の煩わしい手続きを事業主の委託を受けて、代行する団体です。労働保険事務組合は、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主の団体であり、豊川商工会議所でもこの事務組合を設置・運営しております。

また、労働保険事務組合へ事務委託すると、本来加入することのできない事業主や事業主の家族従事者、法人役員等が労災保険に加入できる「特別加入制度」を利用することができます。

### 委託した場合のメリット

- 通常では労災保険に加入できない事業主や家族従事員の方でも、労災保険に特別加入することができます。
- 労働保険料の申告・納付等の事務が事業主に代わって処理されるので、事務処理の負担が大幅に軽減されます。
- 労働保険料の額に関わらず保険料の納付を年3回に分割できます。
- 保険料納付は口座振替のため、納付の手間がかかりません。

お問い合わせ先は 労働保険事務組合 豊川商工会議所

〒442-8540 豊川市豊川町辺通4-4 TEL 0533-86-4101 FAX 0533-84-1808

## ◆委託できる事業主

豊川商工会議所の会員であり、常時使用する労働者が下記の範囲であることが条件となります。

金融業、保険業、不動産業、小売業	50人以下
卸売業、サービス業	100人以下
その他の事業	300人以下

なお、委託前及び委託後において、保険料の滞納がある場合、委託の開始・継続をお断りさせて頂く場合があります。



## ◆委託できる事務の範囲

労働保険事務組合が処理できる労働保険事務の範囲はおおむね次の通りです。

- ① 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ② 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ③ 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④ 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ⑤ その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

## ◆事務委託の流れ



## ◆労働保険事務組合事務委託手数料

(令和4年4月1日現在)

$$\text{従業員規模手数料 (表1)} + \left( \begin{matrix} \text{概算保険料} \\ \times \\ 3.5\% \end{matrix} \right) \times \text{消費税} 10\%$$

(表1)

従業員数(常時使用労働者数)	従業員規模による手数料(消費税込)	
4人以下	月額	550円(年間6,600円)
5~15人	〃	660円(年間7,920円)
16~30人	〃	880円(年間10,560円)
31~50人	〃	1,320円(年間15,840円)
51~100人	〃	1,650円(年間19,800円)
101~200人	〃	2,200円(年間26,400円)
201~300人	〃	3,300円(年間39,600円)

## 特別加入制度とは

労災保険は、本来、労働者の災害（業務災害または通勤災害）に対して保険給付を行う制度ですので、事業主や家族従事者、法人役員等は加入することができません。しかし、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方について特別に任意加入を認め、一定の要件を満たす災害について保険給付等を行う制度を、労災保険の「特別加入制度」といいます。加入については一定の用件がありますので、詳しくは労働保険事務組合へお問い合わせ下さい。

### 加入要件

- ①継続して労働者を使用する事業主であり労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託する中小事業主であること。
- ※継続して労働者を使用していない場合であっても、1年間に100日以上労働者を使用している場合、常時労働者を使用しているものとして取り扱われます。
- ②中小事業主等が行う事業について保険関係が成立していること。
- ③労働者以外の家族従事者など、その事業に従事する者全員を包括して加入させること。

### 給付基礎日額及び保険料算定基礎額

給付基礎日額とは、労災保険の給付額を算定する基礎となるものです。特別加入を行う方の所得水準に見合った適正な額を申請していただき、労働局長が承認した額が給付日額になります。

### 特別加入保険料算定基礎額表

給付基礎日額	保険料算定基礎額	給付基礎日額	保険料算定基礎額
20,000 円	7,300,000 円	9,000 円	3,285,000 円
18,000 円	6,570,000 円	8,000 円	2,920,000 円
16,000 円	5,840,000 円	7,000 円	2,555,000 円
14,000 円	5,110,000 円	6,000 円	2,190,000 円
12,000 円	4,380,000 円	5,000 円	1,825,000 円
10,000 円	3,650,000 円	4,000 円	1,460,000 円